

	及び不服の申出に対する決定												
	4 同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	5 同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病虫害等の駆除措置								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	6 同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病虫害等の駆除措置に係る費用の徴収								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	7 同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病虫害等の駆除等についての協力要請 (一) 県外の地方公共団体等に係るもの (二) 県内の地方公共団体等に係るもの							○		地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	8 同法第6条第1項の規定による森林病虫害等の駆除等のための立入検査及び枝条等の取法								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	8の2～8の4 略												
	8の5 同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告									地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	8の6及び8の7 略												
	9 同法第8条の規定による損失補償									地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			
	10 略												
七	鳥取県枯松伐採促進条例(平成12年鳥取県条例第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第2項の規定による枯松の伐採の報告								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		
八	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1～3 略	4 同法第7条第4項の規定による狩猟免許								地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		
	5及び6 略												
	7 同法第7条ノ4第1項の規定による狩猟に関する適正検査の実施										地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		
	8 同法第7条ノ4第2項の規定による狩猟免許の更新								○		地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		
	9 同法第7条ノ4第3項の規定による講習の実施										地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		
	10及び11 略												
	12 同法第8条ノ3の規定による狩猟者の登録 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を								○		地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		

	及び不服の申出に対する決定												
	4 同法第5条第4項において準用する同法第3条第10項の規定による命令書の内容の公告										地方農林振興局長		
	5 同法第5条第4項において準用する同法第4条第1項の規定による森林病虫害等の駆除措置										地方農林振興局長		
	6 同法第5条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による森林病虫害等の駆除措置に係る費用の徴収										地方農林振興局長		
	7 同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病虫害等の駆除等についての協力要請 (一) 県外の地方公共団体等に係るもの (二) 県内の地方公共団体等に係るもの								○		地方農林振興局長		
	8 同法第6条第1項の規定による森林病虫害等の駆除等のための立入検査及び枝条等の取法										地方農林振興局長		
	8の2～8の4 略												
	8の5 同法第7条の7の規定による森林組合等に対する樹種転換の促進のための助言、指導及び勧告										地方農林振興局長		
	8の6及び8の7 略												
	9 同法第8条の規定による損失補償										地方農林振興局長		
	10 略												
八	鳥取県枯松伐採促進条例(平成12年鳥取県条例第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条第2項の規定による枯松の伐採の報告									地方農林振興局長	
九	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1～3 略	4 同法第7条第4項の規定による狩猟免許									地方農林振興局長	
	5及び6 略												
	7 同法第7条ノ4第1項の規定による狩猟に関する適正検査の実施											地方農林振興局長	
	8 同法第7条ノ4第2項の規定による狩猟免許の更新								○		地方農林振興局長		
	9 同法第7条ノ4第3項の規定による講習の実施										地方農林振興局長		
	10及び11 略												
	12 同法第8条ノ3の規定による狩猟者の登録 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を								○		地方農林振興局長		

	有する者に係るもの										
13	略										
14	同法第8条ノ5の規定による狩猟者の登録の抹消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの							○			地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
15~22	略										
23	同法第11条第2項の規定による銃猟の承認									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
24	同法第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25	同法第13条の規定による飼養許可証の交付									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25の2~26の2	略										
27	同法第19条ノ2第1項の規定による立入検査の実施 (一) 森林保全課の職員によるもの (二) (一)以外のもの							○			地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
28~30	略										
31	同法第20条ノ7第2項の規定による指示									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
九	その他の事務										
1	森林保全管理監視事業の実施									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
2	治山及び地すべり防止事業の設計及び工事の監督									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
3	治山事業に係る保育事業の執行									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
4	治山及び地すべり防止事業の執行のための損失の補償に係る契約の締結									○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
5	略										

	有する者に係るもの											
13	略											
14	同法第8条ノ5の規定による狩猟者の登録の抹消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの								○		地方農林振興局長	
15~22	略											
23	同法第11条第2項の規定による銃猟の承認									○	地方農林振興局長	
24	同法第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可									○	地方農林振興局長	
25	同法第13条の規定による飼養許可証の交付									○	地方農林振興局長	
25の2~26の2	略											
27	同法第19条ノ2第1項の規定による立入検査の実施 (一) 森林保全課の職員によるもの (二) (一)以外のもの								○		地方農林振興局長	
28~30	略											
31	同法第20条ノ7第2項の規定による指示									○	地方農林振興局長	
十	鳥取県営林管理員規則(昭和34年12月鳥取県規則第49号)に基づく知事の権限に属する事務									○		
十一	その他の事務											
1	森林保全管理監視事業の実施										○	地方農林振興局長
2	治山及び地すべり防止事業の設計及び工事の監督										○	地方農林振興局長
3	治山事業に係る保育事業の執行										○	地方農林振興局長
4	治山及び地すべり防止事業の執行のための損失の補償に係る契約の締結										○	地方農林振興局長
5	略											
6	県営林事業の執行										○	地方農林振興局長
7	鳥取県県行造林実施要綱(昭和23年11月鳥取県告示第597号)に基づく次の事務 (一) 同要綱第4条の規定による造林の適地の選定又は申請者の造林方法等についての契約の締結 (二) 同要綱第5条の規定による県行造林事業に係る地上権の設定								○		地方農林振興局長	

<p>土木部 共通</p> <p>一 土木工事 (鳥取空港 の維持管理 、鳥取空港 の整備事業 並びに鳥取 港及び田後 港に係る港 湾整備事業 及び海岸整 備事業に係 る土木工事 を除く。土 木部共通の 項の一及び 二において 同じ。)に係 る知事の権 限に属する 事務(市町 村長に委任 したもの を除く。)</p>	<p>1 土木工事に係る起 工の決定 (一) 請負対象設計 金額(請負契約 の対象となる部分 の設計金額をいう。 土木部共通の項の 一及び二において 同じ。)が5億円 以上の工事に係る もの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が1 億円以上2億円 未満の工事に係 るもの イ 日野郡の区 域に係るもの ロ イ以外の区 域に係るもの (3) 工事費が1 億円未満の工事 に係るもの</p>						
	<p>2 土木工事に係る設 計の変更 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (1) 契約金額の 2割以上の増減 を伴うもの (2) (1)以外の もの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が1 億円以上2億円 未満の工事に係 るもの イ 国庫負担金 又は国庫補助 金の交付の対 象となる工事 で設計の変更 について主務 大臣等の承認 を必要とする ものに係るもの ロ 契約金額の 5割以上の増 を伴うもの ハ イ及びロ以 外のもの イ 日野郡 の区域に係 るもの ロ (イ)以 外の区域に</p>						<p>日野総合事務 所長</p> <p>土木事務所長 日野総合事務 所県土整備局 長</p>

8 森林火災予防事業
実施要領に基づき
森林火災燃板(柱)
の設置及び燃板(柱)
の管理

○ 地方農林振興
局長

9 分収造林対象調査
費補助金交付要綱第
2に基づき分収造林
対象事業地調査を行
う市町村に対する補
助金の交付

○ 地方農林振興
局長

土木部
共通

一 土木工事
(鳥取空港
の維持管理
、鳥取空港
の整備事業
並びに鳥取
港及び田後
港に係る港
湾整備事業
及び海岸整
備事業に係
る土木工事
を除く。土
木部共通の
項の一及び
二において
同じ。)に係
る知事の権
限に属する
事務(市町
村長に委任
したもの
を除く。)

1 土木工事の執行の
決定
(一) 請負対象設計
金額(請負契約の
対象となる部分の
設計金額をいう。
土木部共通の項の
一及び二において
同じ。)が2億円
以上の工事に係
るもの
(二) 請負対象設計
金額が500万円以
上2億円未満の工
事に係るもの
(三) 請負対象設計
金額が500万円未
満の工事に係るも
の

2 土木工事に係る起
工の決定
(一) 請負対象設計
金額が2億円以上
の工事に係るもの

(二) 請負対象設計
金額が2億円未満
の工事に係るもの
(1) 工事費が1
億円以上の工事
に係るもの
(2) 工事費が
7,000万円以上
1億円未満の工
事に係るもの

土木事務所長

3 土木工事に係る設
計の変更
(一) 請負対象設計
金額が2億円以上
の工事に係るもの
(1) 契約金額の
2割以上の増減
を伴うもの
(2) (1)以外の
もの
(二) 請負対象設計
金額が2億円未満
の工事に係るもの
(1) 工事費が1
億円以上の工事
に係るもの
(2) 工事費が
7,000万円以上
1億円未満の工
事に係るもの
イ 国庫負担金
又は国庫補助
金の交付の対
象となる工事
で設計の変更
について主務
大臣等の承認
を必要とする
ものに係るもの
ロ 契約金額の
5割以上の増
を伴うもの
ハ イ及びロ以
外のもの

<p>係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。)</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>3 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>4 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 巨野郡の区域に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の区域に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	巨野総合事務所長
<p>5 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 巨野郡の区域に係るもの</p> <p>(2) (1)以外の区域に係るもの</p> <p>(四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	巨野総合事務所長
<p>6 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの</p> <p>ロ 契約金額の5割以上の増を伴うもの(変更後の契約金額が7,000万円以上となる場合に限る。)</p> <p>ハ イ及びロ以外のもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>4 土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によること</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>5 土木工事に係る請負契約の締結の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>6 土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長
<p>7 土木工事に係る設計又は監督の委託の決定</p> <p>(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	土木事務所長

	3,000万円未満の 工事に係るもの ① 日野郡の区 域に係るもの ② ①以外の 区域に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの								○	日野総合事務 所長		
	7 略											
	8 予定価格が100万 円未満の工事用材料 の購入並びに予定価 格が50万円未満の機 械及び器具の購入、 借入れ及び修繕									○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
	9 土木工事の施行の ための土地の取得及 び使用並びに地上権 、地役権その他土地 に関する所有権以外の 権利、鉱業権、温泉 泉も利用する権利並 びに立木、建物その他 土地に定着する物件 の所有権及び所有 権以外の権利の取得 、使用及び消滅並び に損失の補償に係る 契約の締結									○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
	10 不動産登記法(明 治32年法律第24号) に基づく不動産の登 記									○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
	11 土木部の所管に係 る土地及び水面並び に国有の土地及び水 面の境界の測定									○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
二 土木工事 に係る鳥取 県建設工事 執行規則に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合においては 、当初の請負対象 設計金額。(二)に おいて同じ。)が1 億円以上の工事に 係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの									○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
	2 同規則第14条第1 項(同規則第20条及 び第23条において準 用する場合を含む。) の規定による予定価 格の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事に 係るもの (2) 工事費が1 億円以上2億円 未満の工事に係る もの イ 日野郡の区 域に係るもの ロ イ以外の区 域に係るもの (3) 工事費が1 億円未満の工事に 係るもの	○								○	日野総合事務 所長	
	3 同規則第15条(同 規則第20条において 準用する場合を含む 。)の規定による最低 制限価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2	○								○	土木事務所 日野総合事務 所原土整備局 長	
	3,000万円未満の 工事に係るもの (四) 契約の対象と なる部分の金額が 2,000万円未満の 工事に係るもの										○	土木事務所 長
	8 略											
	9 予定価格が100万 円未満の工事用材料 の購入並びに予定価 格が50万円未満の機 械及び器具の購入、 借入れ及び修繕										○	土木事務所 長
	10 土木工事の施行の ための土地の取得及 び使用並びに地上権 、地役権その他土地 に関する所有権以外の 権利、鉱業権、温泉 泉も利用する権利並 びに立木、建物その他 土地に定着する物件 の所有権及び所有 権以外の権利の取得 、使用及び消滅並び に損失の補償に係る 契約の締結										○	土木事務所 長
	11 不動産登記法(明 治32年法律第24号) に基づく不動産の登 記										○	土木事務所 長
	12 土木部の所管に係 る土地及び水面並び に国有の土地及び水 面の境界の測定										○	土木事務所 長
二 土木工事 に係る鳥取 県建設工事 執行規則に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第5条第1 項又は第2項の規定 による契約書の作成 (一) 請負対象設計 金額(請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合においては 、当初の請負対象 設計金額。(二)に おいて同じ。)が1 億円以上の工事に 係るもの (二) 請負対象設計 金額が7,000万円 未満の工事に係る もの										○	土木事務所 長
	2 同規則第14条第1 項(同規則第20条及 び第23条において準 用する場合を含む。) の規定による予定価 格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が1 億円以上の工事に 係るもの (2) 工事費が 7,000万円以上 1億円未満の工 事に係るもの (3) 工事費が 7,000万円未満 の工事に係るもの	○								○	土木事務所 長	
	3 同規則第15条(同 規則第20条において 準用する場合を含む 。)の規定による最低 制限価格の決定 (一) 請負対象設計 金額が2億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が2億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が1	○								○	土木事務所 長	

<p>億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>					<input type="radio"/> 日野総合事務所長 <input type="radio"/> 土木事務所長 日野総合事務所 所長・土整備局長
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの Ⅰ 日野郡の区域に係るもの Ⅱ Ⅰ以外のもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 日野総合事務所長 <input type="radio"/> 土木事務所長 日野総合事務所 所長
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長 日野総合事務所 所長・土整備局長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長 日野総合事務所 所長・土整備局長
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下土木部共通の項の二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>					<input type="radio"/> 土木事務所長 日野総合事務所 所長・土整備局長
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p>					
<p>億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p>				<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下土木部共通の項の二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<p>8 同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<p>9 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>					<input type="radio"/> 土木事務所長
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p>					

<p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費が変更された場合にあつては、当初の工事費。以下土木部共通の項において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p>	○				<p>日野総合事務所長</p>
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>				○	<p>土木事務所長 日野総合事務所 副所長 工務課長</p>
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(1) 日野郡の区域に係るもの (2) (1)以外の区域に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>			○	○	<p>日野総合事務所長 土木事務所長 日野総合事務所 副所長 工務課長</p>
<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 請負代金の額の変更 (イ) 日野郡の区域に係るもの (ロ) (イ)以外の区域に係るもの ロ 工期の変更</p>	○	○	○	○	<p>日野総合事務所長 日野総合事務所長 土木事務所長 日野総合事務所 副所長 工務課長</p>
<p>13 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○				
<p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費が変更された場合にあつては、当初の工事費。以下土木部共通の項において同じ。)が1億円以上請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○			○	
<p>11 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>			○		土木事務所長
<p>12 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p>		○		○	土木事務所長
<p>13 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 請負代金の額の変更 ロ 工期の変更</p>	○	○	○	○	土木事務所長
<p>14 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第68条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○				

<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの イ 日野郡の区域に係るもの ロ 日野郡以外区域に係るもの</p>	○														
<p>14 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 日野郡の区域に係るもの ロ 日野郡以外区域に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○														
<p>15 同規則第40条前段の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 日野郡の区域に係るもの ロ 日野郡以外区域に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○														
<p>16 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの イ 日野郡の区域に係るもの ロ 日野郡以外区域に係るもの (3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○														
<p>17 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p>	○														
<p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○														
<p>15 同規則第39条第4項の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○													
<p>16 同規則第40条前段の規定による工事内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○		○												
<p>17 同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p>	○		○												
<p>18 同規則第41条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○												

	<p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>				○	日野総合事務所長
18	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p>	○	○	○	○	日野総合事務所長
19	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p>	○	○	○	○	日野総合事務所長
20	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p>	○	○	○	○	日野総合事務所長
21	<p>同規則第43条の規定による請負代金額の変更の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	
22	<p>同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 日野郡の区域に係るもの ロ イ以外の区域に係るもの</p>	○	○	○	○	日野総合事務所長
23	同規則第18条第2	○			○	土木事務所長
19	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○	○	土木事務所長
20	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○	○	
21	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な費用の負担の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○		○	○	
22	同規則第43条の規定による請負代金額の変更の決定	○		○	○	
23	同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議	○		○	○	
24	同規則第48条第2				○	土木事務所長

	普通財産の譲与についての国土交通大臣への協議															
6	同令第6条第5項第4号の規定による所管換等についての国土交通大臣への協議		○													
7	同令第6条第5項第4号の規定による法定外公共用財産の使用についての国土交通大臣への協議		○													
8	同令第11条第3項の規定による法定外公共用財産とする目的とする寄附の受納 (一) 面積が3万平方メートルを超える法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの (二) 面積が3万平方メートルを超えない法定外公共用財産の用途の廃止に伴うもの		○										○			土木事務所長 日野総合事務所 所長土整備局長

八 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略															
	2の2 同法第11条の規定による変更等の届出の受理							○								土木事務所長 日野総合事務所 所長土整備局長
	3～16 略															

九～十三 略

十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第21条第1項の規定による解体工事業者の登録		○													
	2 同法第28条の規定による解体工事業者の登録の抹消		○													
	3 同法第29条第2項の規定による解体工事の施工の差止め命令		○													
	4 同法第35条第1項の規定による解体工事業者に対するその登録の取消し及び事業の停止命令		○													
	5 同法第37条第1項の規定による解体工事業者からの報告の徴収及び営業所等への立入検査		○													

十五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和30年政令第107号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条第2項の規定による市町村長からの災害の報告についての主務大臣への報告		○													
	2 同令第6条第1項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請		○													
	3 同令第6条第2項の規定による災害復旧事業の設計準備及び奉措についての主務大臣への協議		○													
	4 同令第6条第3項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請		○													

	ないもの															
6	同令第17条第2項の規定による建設大臣への法定外公共用財産の用途の廃止の承認の申請		○													
6の2	同令第18条の規定による普通財産の財務局長への引継ぎ (一) 法定外公共用財産を除く行政財産の用途の廃止によって生じたもの又は法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えるもの (二) 法定外公共用財産の用途の廃止によって生じた普通財産の引継ぎのうち面積が3万平方メートルを超えないもの		○										○			土木事務所長
7	同令第20条第1項の規定による建設大臣への法定外公共用財産の使用の承認の申請及び行政財産の使用の承認		○													
8	同令第24条の規定による建設大臣への普通財産の譲与の承認の申請及び普通財産の譲与		○													

八 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略															
	2の2 同法第11条の規定による変更等の届出の受理													○		土木事務所長
	3～16 略															

九～十三 略